

給与所得の金額の計算について

ii ページの1段目に、以下の赤字の文章の追加をお願いいたします。

正社員やパート、アルバイトなど給与収入がある人が該当する「給与所得控除」も改正されました。「源泉徴収票」を見ながら確定申告書類を作成することになりますが、人によっては源泉徴収票で控除されている給与所得控除の金額が昨年までとは異なっているかもしれません。これは給与収入によって控除額が変わったためですので、下の表を参照して確認してください。

また、給与収入金額が660万円までの場合には、「令和2年分年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」で給与所得の金額を計算しますので、下の表の計算とは若干異なる場合があります。給与収入金額が660万円までで源泉徴収票が1枚だけの場合には、「令和2年分年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」で給与所得の金額を計算してください。

昨年は上限額が220万円（給与収入が1000万円超の人）でしたが、令和2年以降は上限額が195万円へと下がり、さらに上限額が適用される給与収入は850万円超の人となりました。
